

高槻市指定給水装置工事事業者の違反行為の処分等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市指定給水装置工事事業者規程（平成10年4月高水管理規程第2号。以下「規程」という。）第8条及び第9条に基づき高槻市指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）の処分等を行う場合の基準及び手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(処分の種類)

第2条 指定業者の違反行為に対する処分は次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定の効力の停止
- (2) 指定の取消し

(違反行為の調査)

第3条 給水収納課長は、指定業者が規程第8条各号のいずれかに該当する違反行為を行った疑いがあると認めるときは速やかに事実関係の有無について調査を行うものとする。

2 給水収納課長は、前項の調査において指定業者による違反行為の事実を確認したときは、当該指定業者に違反行為の是正の指示を行うとともに、てん末書の提出を求めるものとする。

(文書等による行政指導)

第4条 給水収納課長は、違反行為の内容及びてん末書の内容を勘案し、処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、当該指定業者に対し、文書等による行政指導を行うことができる。

(報告)

第5条 給水収納課長は、違反行為の内容及びてん末書の内容を勘案し、処分に相当すると判断した場合は、当該てん末書を添えて、水道部長に報告するものとする。

2 水道部長は、前項の報告を受け、企業管理者（以下、「管理者」という。）に報告し、高槻市水道部指定給水装置工事事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の開催について、意見を具申することができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第6条 管理者は、前条第2項の報告を受け、違反行為の内容が処分に相当すると認めるときは、高槻市行政手続条例（平成9年条例第20号）に定めるところにより、当該処分の名宛人になるべき者に対し、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

(処分等の決定)

第7条 管理者は、第5条の報告及び第6条の聴聞又は弁明の内容を受け、処分等を行おうとするときは、審査委員会に諮らなければならない。

2 処分等の決定は、審査委員会の審議結果を基に管理者が行うものとする。

(処分の通知等)

第8条 管理者は、処分を決定したときは、規程第10条の規定に基づき公示を行うとともに、指定業者に通知をするものとする。

(文書による警告)

第9条 管理者は、必要と認める場合は、違反行為の再発を防止するために、当該指定業者に対し、文書による警告を行うことができる。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第10条 管理者は、水道法(昭和32年法律177号)第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、水道法に違反する行為を行ったと認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとする。

(処分等の基準)

第11条 この要綱に定める違反行為に係る処分等の基準は、別表のとおりとする。

2 規程第9条に規定する「斟酌すべき特段の事情があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 違反行為が故意でない場合、悪質でない場合、及びその損害が軽微と認められる場合
- (2) その他、管理者が特に認めた場合

(実施の細目)

第12条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年8月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。